

毎週火・金曜日発行

秋田県公報

目次

告示

鳥獣保護区設定のための公聴会(六九三・自然保護課)

大規模小売店舗の変更に関し聴取した意見の概要(六九四・六九七・商工業振興課)

建築基準法による道路位置の指定(六九八・六九九・雄勝建設事務所)

道路の供用開始(七〇〇・七〇二・道路環境課)

道路区域の変更(七〇三・道路環境課)

道路区域の変更及び供用開始(七〇四・道路環境課)

証紙売りさばき人の指定(七〇五・会計課)

公告

特定調達契約に係る一般競争入札の実施(管財課)

選挙管理委員会告示

選挙権を有する者の総数の五〇分の一の数及び三分の一の数(八〇)

各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数(八一)

公職選挙執行規程の一部を改正する規程(八二)

告示

秋田県告示第六百九十三号

鳥獣保護及狩猟二関スル法律(大正七年法律第三十二号)第八条ノ八第四項において準用する同法第一条ノ四第五項の規定により、次のとおり公聴会を開催するので、鳥獣保護及狩猟二関スル法律施行規則(昭和二十五年農林省令第百八号)第四十九条第一項の規定に基づき、公示する。

平成十四年十月二十二日

秋田県知事 寺田典城

一 公聴会の日時、場所及び案件

日時	場所	案件
平成十四年十一月十八日 午後一時三十分	秋田地方総合庁舎 四階 第三会議室	キジ及びヤマドリ捕獲禁止について (一) 捕獲を禁止する区域 全県の区域 (二) 捕獲を禁止する期間 平成十四年十二月十日(告示の日)から平成十九年十一月十五日までの期間のうち、毎年一月十六日から十一月十四日までの期間以外の期間。

二 公聴会開催に関する問い合わせ先

秋田市山王四丁目一番一号 生活環境文化部自然保護課(〇一八 八六〇 一六 一三)

秋田県告示第六百九十四号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項及び第二項の規定により、大規模小売店舗の変更に関して、周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見を聴取したので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

平成十四年十月二十二日

秋田県知事 寺田典城

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

マルダイ土崎店

秋田市土崎港相染町字家ノ下二十六番地二外

二 秋田市長の意見

意見なし

三 周辺地域の住民、事業者等の意見の概要

意見書の提出なし

四 関係書類の縦覧場所及び期間

(一) 縦覧場所

県庁第二庁舎一階 県政情報資料室

(二) 秋田市役所 商業観光課
縦覧期間

平成十四年十月二十二日から同年十一月二十二日まで

秋田県告示第六百九十五号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項及び第二項の規定により、大規模小売店舗の変更に関して、周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見を聴取したので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

平成十四年十月二十二日

秋田県知事 寺田典城

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
マルダイおのば店

秋田市仁井田本町五丁目十一番一号

- 二 秋田市長の意見

意見なし

- 三 周辺地域の住民、事業者等の意見の概要

意見書の提出なし

- 四 関係書類の縦覧場所及び期間

(一) 縦覧場所

県庁第二庁舎一階 県政情報資料室

秋田市役所 商業観光課

(二) 縦覧期間

平成十四年十月二十二日から同年十一月二十二日まで

秋田県告示第六百九十六号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項及び第二項の規定により、大規模小売店舗の変更に関して、周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見を聴取したので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

平成十四年十月二十二日

秋田県知事 寺田典城

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
マルダイ広面店

秋田市広面字板橋添二十四外

- 二 秋田市長の意見

意見なし

- 三 周辺地域の住民、事業者等の意見の概要

意見書の提出なし

- 四 関係書類の縦覧場所及び期間

(一) 縦覧場所

県庁第二庁舎一階 県政情報資料室

秋田市役所 商業観光課

(二) 縦覧期間

平成十四年十月二十二日から同年十一月二十二日まで

秋田県告示第六百九十七号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項及び第二項の規定により、大規模小売店舗の変更に関して、周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見を聴取したので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

平成十四年十月二十二日

秋田県知事 寺田典城

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地

マルダイ新牛島店

秋田市牛島東五丁目三番二十六号

- 二 秋田市長の意見

意見なし

- 三 周辺地域の住民、事業者等の意見の概要

意見書の提出なし

- 四 関係書類の縦覧場所及び期間

(一) 縦覧場所

県庁第二庁舎一階 県政情報資料室

秋田市役所 商業観光課

(二) 縦覧期間

平成十四年十月二十二日から同年十一月二十二日まで

秋田県告示第六百九十八号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号に規定する道

路の位置を次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十条の規定に基づき、公告する。

平成十四年十月二十二日

秋田県知事 寺田典城

申請者の住所及び氏名 湯沢市古館町八 八十一 北都不動産 代表 柴田金男	道路の位置の指定箇所 湯沢市字万石百四十、百五十九	道路の延長 十二・一六メートル	道路の幅員 五・一三メートル	指定年月日 平成十四年十月十日
---	------------------------------	--------------------	-------------------	--------------------

秋田県告示第六百九十九号
建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第

四十号）第十条の規定に基づき、公告する。

平成十四年十月二十二日

秋田県知事 寺田典城

申請者の住所及び氏名 湯沢市古館町八 八十一 北都不動産 代表 柴田金男	道路の位置の指定箇所 湯沢市関口字上寺沢八十六番地四十四	道路の延長 二十三・二六メートル	道路の幅員 六メートル	指定年月日 平成十四年十月十日
---	---------------------------------	---------------------	----------------	--------------------

秋田県告示第七百号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

平成十四年十月二十二日

秋田県知事 寺田典城

一 供用開始の区間

道路の種類	路線名	区	間
		鹿角市十和田大湯字大楽前六八番一	地先か

一般国道 百三号
ら字大湯外一六国有林六三林班わ小班地先
まで

二 供用開始の期日 平成十四年十月二十二日

三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(二)(一) 場所 建設交通部道路環境課
期間 平成十四年十月二十二日から同年十一月五日まで

秋田県告示第七百一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとお

り道路の供用を開始する。
平成十四年十月二十二日

一 供用開始の区間

秋田県知事 寺田典城

道路の種類	路線名	区 間
一般国道 百四号		鹿角市十和田大湯字大湊前六八番一地先から字大湯外一六国有林六三林班わ小班地先まで

二 供用開始の期日 平成十四年十月二十二日

三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

場所 建設交通部道路環境課

(二)(一) 期間 平成十四年十月二十二日から同年十一月五日まで

秋田県告示第七百二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

一 道路の区域

道路の種類	旧新別		路線名	区 間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	新	旧				
一般国道 百一号	新	旧	百一号	男鹿市船川港仁井山字大沢口四七番二地先から船川港比詰字大沢田二〇七番まで	五・〇〇〇〃一七・〇〇〇	一・〇三六
		A				
		B		男鹿市船川港仁井山字大沢口四七番二から船川港比詰字大沢田二〇二番一地先まで	二一・〇〇〇〃六二・〇〇〇	〇・八八三

この表において「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

場所 建設交通部道路環境課

(二)(一) 期間 平成十四年十月二十二日から同年十一月五日まで

秋田県告示第七百四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。

平成十四年十月二十二日

一 供用開始の区間

秋田県知事 寺田典城

道路の種類	路線名	区 間
県 道	入道崎寒風山線	男鹿市船川港仁井山字大沢口四七番二から船川港比詰字大沢田二〇二番一地先まで

二 供用開始の期日 平成十四年十月二十二日

三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

場所 建設交通部道路環境課

(二)(一) 期間 平成十四年十月二十二日から同年十一月五日まで

秋田県告示第七百三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成十四年十月二十二日

秋田県知事 寺田典城

平成十四年十月二十二日

一 道路の区域及び供用開始の区間

道 道	道路の種類		区 間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	新	旧			
	中村上吉野線	中村上吉野線	平鹿郡増田町狙半内字七曲下一六四番地先から一三三番地先まで	一一・五〇〇―一四・〇〇〇	〇・〇八三
	中村上吉野線	平鹿郡増田町狙半内字七曲下一六四番地先から一三三番地先まで		一一・五〇〇―一四・〇〇〇	〇・〇八三
				七・八〇〇―九・〇〇〇	〇・〇七二

この表において「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

二 供用開始の期日 平成十四年十月二十二日

三 道路の区域及び供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (一) 場所 建設交通部道路環境課
- (二) 期間 平成十四年十月二十二日から同年十一月五日まで

秋田県告示第七百五号

秋田県証紙条例(昭和三十九年秋田県条例第三十五号)第六条第一項の規定により、次のとおり証紙の売りさばき人を指定したので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

平成十四年十月二十二日

秋田県知事 寺田典城

証紙売りさばき人の住所及び氏名 本荘市埋田字小館八十一の十六 鳥海さわやか協同組合	売りさばき場所 本荘市埋田字小館八十一の十六	指定年月日 平成十四年十月十五日
---	---------------------------	---------------------

公 告

特定調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七條の六第一項の規定により、公告する。
平成十四年十月二十二日

秋田県知事 寺田典城

- 一 入札に付する事項
 - (一) 購入物品名及び数量
ナノインデター 一式
 - (二) 購入物品の仕様等
入札説明書及び仕様書による。
 - (三) 納入期限
平成十五年三月二十日(木)
 - (四) 納入場所
秋田県工業技術センター
- 二 入札に参加する者に必要な資格
地方自治法施行令第六十七條の四の規定に該当しないこと。
- 三 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
- 三 契約条項を示す場所等
- (一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

秋田県知事 寺田典城

郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号
 秋田県出納局管財課(電話〇一八 八六〇 二七三八)

(二) 入札説明書及び仕様書の交付方法
 秋田県の休日を定める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十四年十月二十二日(火)から同年十二月二日(月)までの期間、随時交付する。

(三) 入札及び開札の日時及び場所
 平成十四年十二月九日(月)午前十一時三十分 秋田県庁地下一階管財課入札室

(四) 郵便による入札書の受領期限及び提出場所
 平成十四年十二月九日(月)午前十一時二十五分 (一)に掲げる場所

(五) 入札の方法
 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

四 その他

(一) 契約手続において使用する言語及び通貨
 日本語及び日本国通貨

(二) 入札保証金及び契約保証金
 入札保証金

(1) 入札者は、見積もった金額の百分の五以上の金額を開札までに納付しなければならない。ただし、秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第六十条第二項に定める担保の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。

(2) 契約保証金

落札者は、契約金額の百分の十以上の金額を契約締結までに納付しなければならない。ただし、規則第七十七条第二項第一号に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

(3) 入札保証金の納付を免除される者

次のア又はイの書類を平成十四年十二月三日(火)午後三時までに(一)に掲げる場所に提出し、審査の結果、免除が適当と認められた者とする。

なお、提出書類について説明を求められた場合は、提出者の負担において完全な説明をしなければならない。

ア 過去二年の間に、国又は地方公共団体と当該調達物品又はそれに相当するもの契約を履行したことを証する書類(契約書、支払通知書の写し等(二件以上))及び仕様書の中で要求されている事項の履行能力を証する書類
 イ 県を被保険者とする入札保証保険契約証書

(4) 契約保証金の納付を免除される者

(3)アの書類を審査した結果、免除が適当と認められた者又は県を被保険者とする履行保証保険契約証書を契約締結までに提出し、免除が適当と認められた者とする。

(三) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要資料等を提出すること。

(四) 入札の無効

規則第六十六条に規定するところによる。

(五) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(六) 契約書作成の要否 要

(七) その他 詳細は、入札説明書による。

五 概要

Summary

- 1 Nature and quantity of item to be purchased : Nanointender 1 set
- 2 Time-limit of tender : 11:30 A.M. 9 December, 2002
- 3 Contact point for the notice : Property Management Division, Bureau of Treasury, Akita Prefectural Government, 4-1-1 Sanno, Akita City, Akita prefecture 010-8570, Japan TEL 018-860-2738

選挙管理委員会告示

秋選管告示第八十号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条、第七十五条、第七十六条、第八十一条及び第八十六条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第八条の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数(その総数が四十万を超える場合)については、その超える数に

六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は次のとおりである。

平成十四年十月二十二日

秋田県選挙管理委員会委員長 加藤 堯

五十分の一の数 一九、三六五
三分の一の数(選挙権を有する者の総数が四十万を超える場合)は、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数) 二二八、〇四〇

秋選管告示第八十一号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第八十条の規定による選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超える場合)は、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は、次のとおりである。

平成十四年十月二十二日

秋田県選挙管理委員会委員長 加藤 堯

選挙区別	
秋田市	八四、〇六七
能代市	一四、七五六
横手市	一〇、九一四
大館市	一八、二二五
本荘市	一一、一〇六
男鹿市	八、四九〇
湯沢市	九、四一七
大曲市	一〇、六五〇
鹿角市鹿角郡	一一、七六四
北秋田郡	一八、二三一
山本郡	一三、五二〇
南秋田郡	一九、九〇八
河辺郡	五、二七七
由利郡	二一、〇一七
仙北郡	三三、〇一六
平鹿郡	一八、六八六
雄勝郡	一一、七〇九

秋選管告示第八十二号

公職選挙執行規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成十四年十月二十二日

秋田県選挙管理委員会委員長 加藤 堯

公職選挙執行規程の一部を改正する規程
公職選挙執行規程(昭和三十四年秋選管告示第二号)の一部を、次のように改正する。

別表第二中

身体障害者療護施設金 浦療護園	由利郡金浦町前川字中ノ森二十番地の二
--------------------	--------------------

を
身体障害者療護施設金
浦療護園
由利郡金浦町前川字中ノ森二十番地の二
に改

身体障害者療護施設金 浦療護園	由利郡金浦町前川字中ノ森二十番地の二
身体障害者療護施設柏 の郷	仙北郡西仙北町強首字上野台二十三番地の十八

める。

附則

この規程は、公布の日から施行する。

正 誤

ページ	段	行	誤	正
-----	---	---	---	---

平成十四年九月十日(号外第一号)掲載の秋田県選挙管理委員会告示第六十六号(政治団体の収支に関する報告書)(原稿誤り)
九ページ表中

日本共産党仙北地区委員会の欄中

「 34,444 」は「 3,444 」の誤り。

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千五百円

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
 株式会社 松原印刷社
 電話 (062) 8766 F A X (063) 〇〇〇五
 E-mail: matsubara@matsubarainatsu.co.jp
 秋田市山王七丁目五番二十九号
 松原繁雄